破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６８号
大分県佐伯市常盤東町４番９号
破産者　小野　眞子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第８５号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦590番地
破産者　冨高　丈夫
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
愛知県一宮市富士２丁目10番23号　コンフォート松川201号、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町小日比野字大ケ島866番地41
破産者　福田　明美
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第７４５号
兵庫県姫路市家島町真浦2313番地
破産者　柴田　幸雄
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第７７号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目３番40号
破産者　森崎　繁忠
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成１９年（フ）第７８号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目３番40号
破産者　森崎美恵子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成１９年（フ）第７９号
大分県佐伯市新女島区29班　アルファ21　202号、住民票上の住所大分県佐伯市鶴岡町２丁目３番40号
破産者　森崎健太郎
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第５６９号
神奈川県平塚市御殿１丁目25番20号　佐藤マンション101号、申立時の住所神奈川県平塚市撫子原11番42号
破産者　岡島　邦博
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第５７０号
神奈川県平塚市御殿１丁目25番20号　佐藤マンション101号、申立時の住所神奈川県平塚市撫子原11番42号
破産者　岡島　愛子
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３５６号
北海道留萌市幸町３丁目27番地の３
破産者　平田　耕一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７３７号
盛岡市仙北１丁目７番１号
破産者　宮野　武雄
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８４０号
盛岡市上米内字赤坂33番地136
破産者　村岡　サノ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２００号
宮城県名取市名取が丘５丁目13番３号
破産者　遠藤裕美子
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
仙台市青葉区川平２丁目21番41号　コーポ川平１号棟206
破産者　高木　正年
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
仙台市青葉区川平５丁目13番２―107号
破産者　南雲　満雄
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字中町70番地の１
破産者　守屋　慶春
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６号
秋田県能代市字不老岱35番地６
破産者　佐藤　義明
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第２６６号
山形市富の中１丁目17番６号
破産者　高梨　雅久
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５０８号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目27番地４　上柴セントラルハイツＡ―201号
破産者　矢澤　克良
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第２５５号
千葉県銚子市春日町2367番地の19
破産者　蓑輪　嘉彦
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係